

広島市会計年度任用職員（日任用）家庭相談員の登録者募集

1 募集概要

各区役所厚生部地域支えあい課（こども家庭センター）において、家庭相談員として、こどもの養育に関する相談、助言指導その他これらに付随する業務に従事していただける方を募集します。

本募集は事前登録制としており、家庭相談員に欠員が生じた場合等に、登録者の中から随時任用します。

2 応募要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす人

(1) 別紙「応募資格一覧」に掲げるいずれかの要件を満たす人

（登録日時点で要件を満たしている人に限る。）

(2) 次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 勤務場所（以下の区こども家庭センター（区厚生部地域支えあい課）のいずれか）

勤務場所	所在地
中区こども家庭センター	〒730-8565 中区大手町四丁目1番1号（大手町平和ビル内）
東区こども家庭センター	〒732-8510 東区東蟹屋町9番34号（東区総合福祉センター内）
南区こども家庭センター	〒734-8523 南区皆実町一丁目4番46号（南区役所別館内）
西区こども家庭センター	〒733-8535 西区福島町二丁目24番1号（西区地域福祉センター内）
安佐南区こども家庭センター	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38番13号（安佐南区総合福祉センター内）
安佐北区こども家庭センター	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19番22号（安佐北区総合福祉センター内）
安芸区こども家庭センター	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2番16号（安芸区総合福祉センター内）
佐伯区こども家庭センター	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4番5号（佐伯区役所別館内）

4 勤務条件

区分	内容
任用期間	登録日～令和9年3月31日
勤務日	月曜日から金曜日までのうち、従事可能な日 (祝日、12月29日～翌年1月3日、8月6日は除く。)
勤務時間	10時15分～17時00分(休憩時間1時間、1日5時間45分勤務)
給料(報酬)	9,867円(1日当たり)(令和8年度)
諸手当等	交通費等を本市の規定に基づき支給
兼業	一定の条件(業務に支障がない等)の下で可能

5 登録の手続き

(1) 登録の申込み

次の提出書類を、希望する勤務先の区こども家庭センター(勤務場所の住所参照)宛てに郵送により提出してください。

【提出書類】

ア 申込書(最近3か月以内に撮影した写真(正面向き、脱帽、上半身のもの)を必ず貼ってください。)

イ 資格登録証明書の写しや卒業証明書など、別紙「応募資格一覧」のいずれかに該当することを証明する書類(写しでも可。取得見込みの人を除く。また、相談援助業務又は児童福祉事業に従事したことを証明する際は、別添所定の証明書を使用してください。)

(2) 登録

上記(1)の提出書類の受理をもって、区こども家庭センターにおいて登録されます。(別途、区こども家庭センターから、提出書類を受理した旨の連絡があります。)

(3) 面接

登録完了後、欠員等が生じている所属(区こども家庭センター)から、随時、面接実施の連絡がありますので、各所属で面接を受けてください。

(後日、面接を実施した所属から結果の連絡があります。)

※ 欠員等の状況に応じ、登録されても任用されない場合がありますのでご了承ください。

(4) 採用

合格された場合、日任用の会計年度任用職員として任用されます。

6 その他

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 区こども家庭センター内は完全禁煙です。

7 問い合わせ先

広島市こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話 082-504-2973

Email ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校※¹その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程※²を修了した人
 - ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、厚生労働省令で定める施設※³（以下「指定施設」という。）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務※⁴」という。）に従事した人
 - ③ 医師の資格を有する人
 - ④ 社会福祉士の資格を有する人
 - ⑤ 精神保健福祉士の資格を有する人
 - ⑥ 公認心理師の資格を有する人
 - ⑦ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人であって、厚生労働大臣が定める講習会※⁵の課程を修了した人
 - ⑧ 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
 - ⑨ 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
 - ⑩ 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人
 - ⑪ 社会福祉士となる資格を有する人（④に規定する人を除く。）
 - ⑫ 精神保健福祉士となる資格を有する人（⑤に規定する人を除く。）
 - ⑬ 保健師の資格を有する人
 - ⑭ 助産師の資格を有する人
 - ⑮ 看護師の資格を有する人
 - ⑯ 保育士の資格を有する人であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した人であり、かつ、厚生労働大臣が定める指定講習会※⁶の課程を修了した人
 - ⑰ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する人
 - ⑱ 社会福祉主事の資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である人であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した人・社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間・児童相談所の所員として勤務した期間
 - ⑲ 社会福祉主事の資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した人（⑱に規定する人を除く。）
 - ⑳ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員
- ※1 「養成する学校」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。）、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部（旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部含む。）、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科をいう。
- ※2 「講習会の課程」とは、全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程をいう。
- ※3 「厚生労働省令で定める施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設、精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設及び前記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設をいう。
- ※4 「相談援助業務」とは、「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について（平成29年3月31日雇児発0331第43号）の通知に定める業務の範囲をいう。
- ※5 「厚生労働大臣が定める講習会」とは、児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会（平成29年3月31日厚生労働省告示第130号）をいう。
- ※6 「厚生労働大臣が定める指定講習会」とは、児童福祉法施行規則第6条第7号の厚生労働大臣が定める講習会（平成17年2月25日厚生労働省告示第42号）をいう。